

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

太田市長 清水 聖義

市町村名 (市町村コード)	太田市 (205)	
地域名 (地域内農業集落名)	韮川地区 【熊野町・矢場新町・台之郷町・上小林町・東金井町・安良岡町・石原町・東長岡町・矢場町・植木野町】 <small>(東金井町1区、東金井町2区、上小林町、植木野町、熊野町、東長岡町伊豆山、東長岡町馬場、安良岡町、台之郷町1・4・6区、台之郷町2・5区、台之郷町3区、石原町、矢場町)</small>	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月8日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

韮川地区は、市街化区域、市街化調整区域が入り組んでいる地区で、市街化調整区域内の集落では土地利用の混在化が生じており、農業上の効率的かつ総合的な土地利用が難しい状況にある。地区内の農地は水田が多く、一部集団的に広がっている区画整理された農地が存在しているが、整備された農道や水路が老朽化しており更新が必要な箇所がある。

また地域農業者の高齢化が進んでおり、後継者のいる農家が多くないことから新たな担い手の確保が急務である。

そのほか規模拡大を目指す農業者に対して、農地の集積・集約化や、生産力が高められるよう作業効率向上のために基盤整備事業を検討する必要がある。

今後は、遊休農地の増加が懸念されることから、持続的に農地が活用されるよう若年層の農業者や新規就農者を確保・育成しつつ、地域の多様な担い手を確保していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地の集積や集約、基盤整備を進め、既存農業者の作業効率や生産力の向上、また新規就農者の参入や既存の農業者の規模拡大しやすい環境を整え、地域が一体となり有効的な土地利用ができる体制を構築する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	229 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	229 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向を斟酌したなかで段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、必要に応じて農用地の大区画化・汎用化等のため基盤整備を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携したなかで地域内後継者や新規就農者の確保・育成、他地域からの農業者の受け入れ等、多様な経営体の募集を促進する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、必要に応じてJA等の農業支援サービス事業を利用し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

--